

松原一丁目無番地所有権確認請求事件に係る和解勧告について

1 主旨

区が国から譲与を受けた法定外道路敷地に対する土地所有権確認請求事件（東京地裁令和元年（ワ）第14087号）について、裁判所より和解勧告があった。

本事件は、当該土地について、原告が取得時効を主張し、土地所有権を確認する訴えを東京地方裁判所に提起したものである。当該土地については、その一部が京王電鉄京王線（笹塚駅～仙川駅間）の連続立体交差事業における関連側道の事業用地となっているため、当該係争が長期化することにより連立事業の進捗に遅れが生じる可能性を考慮して、当該和解勧告に応ずることとする。

2 事件の概要

(1) 訴訟当事者

原告

被告 世田谷区

(2) 対象物件

①所在 東京都世田谷区松原一丁目

②地番 1778番18地先無番

③用途 宅地

④面積 10.34平方メートル

(3) 訴えの内容

原告は対象物件に対して取得時効を主張。

3 これまでの経緯

平成16年4月

国有財産特別措置法第5条第1項第5号により、世田谷区が国から対象物件の譲与を受け、区管理道路として指定。

令和元年5月

原告が対象物件の取得時効を主張し東京地方裁判所に訴訟を提起。

令和2年11月

東京地方裁判所より和解勧告が提示される。

4 和解勧告の要旨

- (1) 原告は、被告に対し、下記「(9) 対象物件」記載の土地1（以下「本件土地1」という。）につき、被告が所有権を有することを確認する。
- (2) 被告は、原告に対し、下記「(9) 対象物件」記載の土地2（以下「本件土地2」という。）につき、原告が所有権を有することを確認する。
- (3) 原告は、被告に対し、本件土地1を権原なく占有していることを認める。
- (4) 原告は、訴外東京都が施行する東京都市計画都市高速鉄道事業第10号線の事業に協力し、訴外東京都道路整備保全公社との間で速やかに本件土地1等の上に存する建物に係る物件移転補償契約を締結するものとする。
- (5) 被告は、原告に対し、本件土地1の明渡しを、前項に規定する物件移転補償契約で定める移転期限まで猶予する。なお、同契約が締結される見込みがなくなると客観的に判断される場合はこの限りでない。
- (6) 原告は、本件土地2につき、原告の費用負担により、平成5年6月9日時効取得を原因とする土地表題登記手続及び所有権保存登記手続をする。
- (7) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (8) 訴訟費用は、各自の負担とする。
- (9) 対象物件

<土地1>

- ①所在 東京都世田谷区松原一丁目
- ②地番 1778番18地先無番
- ③用途 宅地
- ④面積 2.37平方メートル

<土地2>

- ①所在 東京都世田谷区松原一丁目
- ②地番 1778番18地先無番
- ③用途 宅地
- ④面積 7.97平方メートル

5 土地の評価格 951,280円

6 今後のスケジュール（予定）

令和2年12月 和解に応ずる専決処分
和解期日

令和3年2月 都市整備常任委員会（専決処分の報告）
第1回区議会定例会本会議（専決処分の報告）

案内図

(松原1-56)

